

## 議会基本条例（素案）に関する市民説明会記録

ところ：新城多目的研修センター

区 分	質問・意見と市議会議員の回答内容
<p>前文 第1章 目的 第1条 目的</p>	<p><b>【質問】</b></p> <p>議会基本条例を制定するということですが、今までは何をよりどころとして運営してきたのかということ、たぶん、地方自治法などの規定に基づき運用してきたが、それだけでは足りないということで議会基本条例をつくりたいということかと思うが、いまいち「なるほど必要だ」と正直思えない。他の自治体はどういう状況なのか教えてほしい。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>栗山町が全国で初めて議会基本条例をつくりまして、それが先駆けとなり、全道35市中、11市が議会基本条例を制定して議会運営を行っています。ちなみに、近隣市では、夕張市、三笠市が制定し、そのほか、札幌市、旭川市、釧路市、帯広市、江別市、士別市、名寄市、根室市、登別市で制定しています。</p> <p>赤平市はこの基本条例は制定しておりませんが、条例の説明の中にあつた「議会報告会」を行っています。本市議会は、出前常任委員会というものを行っていましたが、今後は議会報告会を開催することとして、基本条例に規定しています。</p> <p>この条例は、これまで議会で取り組んでいるものを文書化したもので、議会の役割と責任を明らかにし、また、市民参加を促進し、議会での議論を活発化することで、市民の負託に答えていくこと、市民と議会の距離を縮めることを目的としています。栗山町をモデルとして流行に乗る格好ですが、2番煎じ、3番煎じにならないようにしていきます。</p>
	<p><b>【意見】</b></p> <p>資料の2ページを見ると、議会がまちづくり基本条例に縛られているのはいかがなものかと思う。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>基本的に議会は、憲法や地方自治法により地方公共団体に設置することが規定されていますが、まちづくり基本条例は市民にわかりやすく、まちのルールを定めたものであり、その条項の中に議会について規定されているもので、さらに議会の基本的ルールとして、議会基本条例を制定するものですので、そういった流れでの体系図となっています。</p>
	<p><b>【質問】</b></p> <p>今回、新しく条例を制定するということですが、これまで基本となる条例がなかったということか。また、この条例の制定でこれまでの議会運営と大幅に変わるのか。</p>

議会基本条例（素案）に関する市民説明会記録

ところ：新城多目的研修センター

区 分	質問・意見と市議会議員の回答内容
<p>前文 第1章 目的 第1条 目的 つづき</p>	<p><b>【回答】</b> これまでの議会運営が大幅に変わるものではありませんが、議会とは何をするのか、議員は何をしなければならないのかなどの基本的事項を定めるもので、改めて議会の役割や責任を明らかにするものです。</p>
<p>第3章 市民と議会の関係 第6条 市民参加及び市民との連携</p>	<p><b>【質問】</b> 第6条第7項に市民に対する議会報告会を年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して市民の意見を聴取して議会運営の改善を図るよう努めますとありますが、年1回の議会報告会をどのような方法で行うのですか。例えば、芦別市街地で1回開催するのか、それとも、各地区1回開催するのかなど、方法について教えてください。</p> <p><b>【回答】</b> 来年5月に選挙が行われますので、新しい体制の中での検討課題となります。ただ言えることは、この条例に明記されている以上、方法は別にしても、年1回の議会報告会は必ず実施することになります。</p> <p><b>【意見】</b> せっかくの説明会ですが、参加者が少ない。参加者を増やす方法をもう少し考えた方が良くはないかと思う。これだけしか集まらない説明会を開催して、市民の意見を聞いたので条例を制定しましたと胸張って言えるのかどうか心配に思う。ただ、今回の条例の制定に反対する人はいないと思います。</p> <p><b>【回答】</b> 例えば、町内会の会議や催し、老人クラブの定例会に合わせてという方法もあるかも知れません。多くの参加を頂くためにどうするかが、これまで同様に難しい課題ではありますが、より多くのご意見をいただくため、資料の後ろ19、20ページに意見募集も行っています。意見募集要領を添付しておりますので、これらの方法も取り入れながら広く意見を求めていきます。説明会に参加された方でも、聞き漏らしたことがあれば、意見提出にあたっての参考様式を添付しておりますので、ご意見を頂ければと思います。</p> <p><b>【意見】</b> 説明会の開催日程の調整について、本日は市長をはじめ幹部職員と町内会との市政懇談会が開催されている。議員さんも日程的に忙しいのかもしれないが、町内会と事前に日程調整ができれば多くの参加を頂くことは可能ではないかと思うので、市側との調整も含めてよろしくお願ひしたい。</p>

議会基本条例（素案）に関する市民説明会記録

ところ：新城多目的研修センター

区 分	質問・意見と市議会議員の回答内容
<p>第8章 議員の身分・待遇 第21条 議員報酬</p>	<p><b>【質問】</b> 議員報酬を決めるにあたっては、過去から審議会で審議して決定してきたかと思うが、現在、それらの審議会は消滅してしまったのではないかと思うがいかがか。</p> <p><b>【回答】</b> これまで同様に、学識経験者、公共的団体からの推薦者、公募による市民で組織する特別職報酬等審議会で審議のうえ決定された報酬額となっています。</p>
<p>市政全般（庁舎関係）</p>	<p><b>【質問】</b> 以前の新聞で見たのだが、市庁舎と消防庁舎は同じ時期に建てられているが、東日本大震災の地震で、大きくヒビが入ったので消防庁舎を建て替えるという話を聞いたが、同じ時期に建てられたものだがなぜ消防庁舎を先に建て替えるのか。学校が廃校になっているので、そういった建物を活用できないのか。</p> <p><b>【回答】</b> 考え方として、消防は災害等が発生した場合に、真っ先に現場に駆け付けなければなりません。なぜ、先に消防庁舎を建て替えるのかというと、東日本大震災が大きく影響しています。消防庁舎は見てのとおり、消防車両を収めるために開口部が広がっています。耐震強度がなければ、地震等の災害発生時に出動できなくなってしまうことから、まず先に、市民の安全安心を確保する必要があることから先に建て替えを計画するものです。</p> <p>なぜ、新しい土地を買って建て替えるのかというと、消防というのは立地的にすぐ出動できる場所でなければなりません。狭い道でいくつもの信号をすり抜けなければならない今の場所では、いざという時に間に合わない事態となってしまいます。このため、バイパス沿いに建設を計画しています。</p>

議会基本条例（素案）に関する市民説明会記録

ところ：新城多目的研修センター

区 分	質問・意見と市議会議員の回答内容
<p>市政全般（住宅関係）</p>	<p><b>【質問】</b></p> <p>芦別市営住宅をお借りしたい場合の条件はどういったものがあるのかお聞きしたい。実は自分の娘のことであるが、6月末まで中野記念病院に勤めていたが事情により退職、これまで中野記念病院の宿舎に入居していたが、退職により実家から通っている。今現在、同じ芦別市内に勤めているが、冬道の危険があることから芦別市内または上芦別の公営住宅に入れてほしい。収入もそれほどあるわけではない中で、民間アパート等は光熱水費のほか、家賃4万円以上であるので、公営住宅に空きがないか住宅係へ行って聞いてみたところ、同居人がいることが条件とのこと。単身者住宅について聞いたところ、35歳までなので35歳以上はだめですと。どこにも行きようがないですよ。空き家として遊ばせていても一銭にもならないし、逆に入居していない団地の管理として屋根の雪下ろしなど管理経費がかかっている。こういったことが解消できる方策を市や議会でもっているかどうかお聞きしたい。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>公営住宅入居の条件としては、まずは市民であること、持ち家がない人というのが基本にあります。ただ、独身だから入れませんということではないと思いますので、その辺のところを確認し、池田議長を通じて後日、回答させていただきます。</p>
	<p><b>【質問】</b></p> <p>おそらく、単身者住宅は35歳前に入居して、35歳を超えても入居している人がいると思う。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>年齢制限は32歳から35歳に引き上げられている経過があり、35歳を過ぎると退去しなければなりません。しかし、単身者のための住宅確保は必要であると思いますし、旧緑ヶ丘小学校跡地の道営住宅の建設計画においても、単身者向けの整備戸数はごくわずかであるのが現状です。そんな意味で、単身者住宅の確保は今後の課題として、議会の中で議論させていただきます。</p>